

那智勝浦町教育大綱

令和5年6月策定

那 智 勝 浦 町

那智勝浦町教育大綱

ふるさとの明日を担う人づくり

大綱策定の趣旨

平成27年4月1日より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われました。

この改正の目的は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等を図ることにあります。

また、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするため、地方公共団体の長による「当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定が義務付けられました。

子供から大人までが生涯を通じて共に学び、共に成長できる町をつくる「ふるさとの明日を担う人づくり」に加え、「住んで良かった・住み続けたい・住んでみたいまちの実現」の指針として「那智勝浦町教育大綱」を定めるものです。

大綱の期間

令和5年度から令和6年度の2年間とします。

大綱の見直し

教育を取り巻く環境の変化や施策の進展状況などを踏まえ、適宜、見直しを行います。

具体的な取り組み

◇ ゆきとどいた学校教育の推進

1. 義務教育期間で、全ての子どもたちの基礎学力習得に取り組みます。

- 組織的・継続的な「授業改善」「家庭学習の充実」への取組の実施・充実
- 公開授業・研修会を実施し、町内学校の実践の充実・共有

2. いじめ・不登校の解消を目指し、「学級集団・学習集団・仲間づくり」の育成・充実に取り組みます。

- 学校における意図的・計画的な取組の充実
- 「いじめ・不登校」の解消及び緊急事態対応に向けた組織・体制づくり

3. 「健やかな体と心の育成」「体力の向上」に取り組みます。

- 体育（保健体育）授業の充実
- 「体力テスト」「健康の記録」を活用した継続的な指導・支援
- 地域や学校間の「連携」をキーワードとした中学校運動部活動の適切な指導・運用 及び 体制づくり
- 健康教育の推進

4. 安全教育推進・充実に取り組みます。

- 学校における関係機関・保護者・地域と連携した「防災・減災学習」の推進
- 防犯・安全に留意した通学路点検・改善の実施

5. 「人権・同和教育」の推進・充実に取り組みます。

- 「人権尊重」の精神に立つ学校づくり・授業づくり
- 保護者・地域・関係機関と連携した事業の実施

6. 「命（いのち）や“生き方”について考える教育」に取り組みます。

- 『命（いのち）』について考える授業（事業）の実施
- 『キャリア教育』の推進
- 保護者・地域・関係機関と連携した事業の実施

7. 「ふるさと学習」の充実に取り組みます。

- 各学校の実態に応じた「地域で学ぶ・地域を学ぶ・人から学ぶ・未来へ繋ぐ」
学習の実施
- ふるさと学習資料の活用・発信
- 上記で学んだことを生かしながら、日本の各地や世界、宇宙等に興味・関心
を誘う学習の実施

8. ICTの効果的な活用及び情報モラルの指導・啓発に取り組みます。

- 「学力向上」「情報発信・共有」に資する活用研究の推進
- あらゆる状況下でも児童生徒の学びを保障する（「個別的な学習」「遠隔学習」
「リモート授業」等）環境整備・活用の充実
- 児童生徒及び保護者と連携した「情報モラルの向上」「適切なSNS利活用」
を図る事業の実施

9. 国際理解教育の充実に取り組みます。

- 「英語教育」の動向を踏まえた事業の実施 及び 指導力の充実
- A L Tの効果的な活用

10. 安心して学ぶ教育環境の充実・整備に取り組みます。

(1) 学校施設の整備

- 安心して学習することができる環境の整備・充実

(2) 特別支援教育の充実

- 関係機関と連携した「特別な支援を要する児童生徒」への支援の充実
- 「特別支援教育支援員」の適正な配置

(3) 学校図書館の充実

- 学校司書の活用推進及び資質向上
- 学校図書館の蔵書の整備

(4) 教育相談（児童生徒及び保護者・教職員支援）体制の充実

- 青少年センターや県教委配置支援事業（S C・S S W・訪問支援員等）、
臨床心理士・関係機関と連携した「教育相談体制」及び「適応指導教室」の
充実
- 「児童生徒・保護者対応」「家庭教育支援」に係る研修の実施

Ⅰ 1. 信頼される学校づくりに取り組みます。

(1) コミュニティスクールの推進

- 学校・中学校単位・町全体で「子どもを育てる」「子どもと共に育つ」仕組みづくりの充実
- 意図的・定期的な学校からの発信
- より良き教育環境としての学校の在り方の検討の実施

(2) 学校間（保小・小中・中高）連携の促進

- 過去・未来の指導・育ちを踏まえた教育活動の実施
- 意図的・計画的な相互参観・交流機会の企画・実施

Ⅰ 2. 教員の働き方改革を促進します。

- 労働時間管理の徹底
- 心身の健康チェック及びカウンセリングシステムの充実

Ⅰ 3. 「学びの援助」を充実します。

- 見直した奨学金制度を周知し、「就学」及び「ふるさとで働くこと」の支援
- あらゆる支援制度（「入学前補助」「就学援助」「通学補助」等）の活用

Ⅰ 4. 現状及び今後の状況を踏まえた小学校・中学校の在り方について検討を始めます。

- 「今後の本町の学校の在り方」を検討・協議する仕組みの構築

◇ 生涯学習社会の構築

1. 生涯学習の推進に取り組めます。

(1) 文化・教養

- 公民館が中心になり、町民のニーズを的確に把握して講座として展開し、学習
機会の拡大と学習活動の場を創出

(2) 生涯スポーツ

- 町民の健康の増進や保持等のため、生涯スポーツ・障がい者スポーツの普及・
啓発

(3) 人権・同和教育

- 人権感覚にすぐれた人材の育成

(4) 青少年健全育成活動

- 青少年の非行や犯罪を防止し、健全な成長を促進

2. 生涯学習基盤の整備を進めます。

(1) 町立図書館の充実と学校図書館とのネットワーク化

- 生涯にわたる学びの場を整備し、「知の拠点」施設として充実・活用

(2) 人材の育成

- 生涯学習に関する情報の発信や活動の場となる学習環境の整備を行ない、指導
者や活動団体を育成

(3) 学習機会の提供と関係機関の連携

- 年齢に応じた学習機会の充実
- 図書資源を活用し、読書習慣・学習習慣の定着

3. 文化財保護と文化振興を進めます。

○文化財並びに文化に対する町民の理解と、保護・保全活動に対する参加意識の
向上

○郷土学習を深め、将来にわたり保存・継承していくため人材育成を推進

○文化講演会、映画鑑賞会等をとおして文化の向上を推進